

資料 1-1

※黄色ハイライトは施策の方向性の盛り込み等

今回の主な新規施策を追記した箇所

PPP／PFI 推進アクションプラン
(令和2年改定版)
(案)

目次

1. 趣旨	1
2. PPP／PFI 推進に当たっての考え方	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) 事業類型ごとの進め方	4
3. 推進のための施策	7
(1) PPP／PFI の一層の促進に向けた制度面の見直し	7
(2) 地方公共団体等への PPP／PFI 導入促進に向けた積極的な支援	9
(3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資する PPP／PFI の推進	13
(4) 民間提案の積極的活用	15
(5) 公的不動産における官民連携の推進	16
(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	18
(7) その他	19
4. 集中取組方針	20
(1) 目標設定の考え方	20
(2) 重点分野と目標	21
5. 事業規模目標	29
(1) 目標設定の考え方	29
(2) 目標	29
6. PDCA サイクル	32
7. その他	33

1. 趣旨

公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFIを推進することが重要である。これにより、新たなビジネス機会を拡大し、地域経済好循環を実現するとともに、公的負担の抑制を図り、国及び地方の基礎的財政収支の黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献することが期待されている。さらに、PPP/PFIの推進はSDGs（持続可能な開発目標）の実現にも寄与する。

このため、「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定。）を定め、平成25年度から令和4年度までの10年間で21兆円のPPP/PFIの事業規模を達成することを目標とするとともに、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（以下「コンセッション事業」という。）等について重点分野を定め、集中的に取組を強化してきたところである。

また、昨年度の民間資金等活用事業推進委員会ではPPP/PFIの更なる推進方策について議論を行うとともに、期間満了事業の検証等を行った。

このたび、上記委員会における検討や令和元年改定版の施策のフォローアップ、重点分野の進捗状況などを踏まえて、令和2年改定版としてまとめることとしたものである。

2. PPP／PFI 推進に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

新たなビジネス機会を拡大するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営にPPP／PFIを活用することが必要であり、とりわけ民間の経営原理を導入するコンセッション事業を活用することが重要である。そのためには、空港等の成長分野におけるコンセッション事業の活用を大幅に拡大することで観光立国の実現等を通じた成長の起爆剤とするとともに、長期的な持続可能性が課題となっている上下水道等の生活関連分野にコンセッション事業を活用することで課題の克服に努める必要がある。

コンセッション事業の活用を拡大するためには、その前段階として様々な収益事業の活用を進めることが効果的であり、これらの事業に積極的に取り組む中で、収益性を高めつつコンセッション事業への移行を目指していくことが重要である。

特に、運営費等一部の費用のみしか回収できないようなケースであっても、混合型PPP／PFI事業として積極的に取り組むことにより、少しでも公的負担の抑制等を図るという姿勢が重要であり、その取組の中で、より収益性を高める工夫を重ねることで公的負担の抑制効果を高め、さらにはコンセッション事業へと発展させていくという視点が重要である。

そのためには、サービス購入型PFI事業や指定管理者制度等の多様なPPP／PFI事業をファーストステップとして活用することを促すことが効果的である。

また、我が国においてこれまでハコモノ中心に活用されてきたサービス購入型PFI事業についても、インフラ分野、特にIoTを始めとする新技術の利活用による民間のノウハウを活かした効率的な維持管理の視点か

ら、インフラの新設はもとより、道路等個別施設の維持管理・修繕・更新等へと活用の裾野を拡大することが重要である。

さらに、PPP／PFI推進のためには、PPP／PFI事業を実施する上で明らかになったり、地方公共団体・民間事業者等から寄せられたりした課題や制度面の障害事項等を適切に把握し解決を図ること、また、首長・地方議会等の理解促進のために更なる啓発とメッセージ発信が重要である。特に従来型事業方式を前提として構築されてきた現行制度に対して、PPP／PFIの利点が最大限に機能するようにする見直しが必要である。

加えて、単独では事業化が困難なものについても「バンドリング¹」や「広域化²」等により、事業としての成立性を高めるなどの工夫を行うことが重要である。

また、PPP／PFIへ潤沢な民間資金の流れを作るためには、資金提供主体としてのインフラファンドの育成を図るとともに、投資家から資金の調達を行うインフラ投資市場の整備を行うことが必要である。

なお、PPP／PFIを推進するに当たっては、公共施設等総合管理計画等³の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を行うことを通じて公共施設等のデータの「見える化」を推進するとともに、より多くの民間事業者・投資家を呼び込み、提案を積極的に引き出すため、民間事業者・投資家の参入意欲を刺激するようなデータ（潜在的な市場規模等）の「見える化」も図ることが不可欠である。

¹ 同種又は異種の複数施設を一括して事業化する手法をいう。

² 複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となってPPP／PFI事業を実施する手法をいう。

³ 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの行動計画をいう。

(2) 事業類型ごとの進め方

① 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（類型Ⅰ）

コンセッション事業については、インバウンドの拡大等による大幅な需要拡大が期待される空港、港湾、観光等の成長分野において積極的に活用し、施設のポテンシャルを最大限活かすことにより、地域における成長の起爆剤とすることが重要である。また、本格的な人口減少社会の中で、増加する維持更新費等からその持続可能性が課題となっている生活関連分野において早期に民間の経営原理を導入し、その持続可能性を確保するため、コンセッション事業の活用を推進することが必要である。

なお、料金徴収を伴う事業は、その内容によっては適切な範囲で公的負担とコンセッション部分から構成する混合型事業スキームの設定が可能である。そのため、独立採算型が難しく、たとえ一部の費用のみしか回収できない場合であっても混合型として積極的に検討すべきである。その実施により、補助金の削減をはじめ公的負担の抑制に貢献できるものである。

さらに、民間の経営手法や創意工夫を活かすことができる事業規模を確保するため、複数施設の運営を一括してコンセッション事業化する「バンドリング」を推進するとともに、コンセッション事業の積極的な活用にとってのディスインセンティブとなる制度上の問題の解消を図ることが必要である。

② 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業（以下「収益型事業」という。）（類型Ⅱ）

既存施設に収益施設の併設・活用を行うことによって、施設の価値向上を図っていくことが重要である。その際、施設が持つ収益ポテンシャルは

様々であり、利用料金や収益事業で整備・運営費の全てを回収できるもの（独立採算型）から、運営費等一部の費用のみしか回収できないもの（混合型）までであるが、たとえ一部の費用のみしか回収できない場合であっても、公的負担の抑制に資する観点から、積極的に活用することとする。その上で民間の資金や創意工夫により収益拡大を目指すことが重要である。

また、収益型事業は、公共施設等の運営をより広範に民間経営に委ねるコンセッション事業へと将来的に発展する可能性を持つものであり、より広範な公共施設等に積極的に活用すべきであり、公共施設等の管理者側においても、積極的にコンセッション事業へと移行させる取組や働きかけを行うことが必要である。

③ 公的不動産⁴の有効活用を図るPPP事業（以下「公的不動産利活用事業」という。）（類型Ⅲ）

低未利用の公的不動産を有効活用することで、まちの賑わいを官民連携して創出し、地域の「価値」や住民満足度をより高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出することが重要である。例えば、近年、公共施設の再編・複合化によって生まれる余剰地について、公共施設整備と併せ、民間活用を図り、効率的・効果的に事業を進めている事例も多くみられる。

また、公共施設等総合管理計画等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新等の状況も踏まえつつ、行政財産を含む国公有不動産や国立大学法人等の不動産等の公的不動産の最適利用を図っていくことが課題となっており、類型Ⅰ・Ⅱのみでなく、広くかつ柔軟に公的不動産利活用事業を活用することにより、これを進めることが重要である。

その際、民間の創意工夫を最大限活用するため、公共施設の再編に伴う余剰地の活用も含め、民間提案を積極的に活用する。

⁴ PFI法第2条第3項に規定する公共施設等の管理者等が保有する土地及び建物をいう。

さらに、公的不動産を核にしたまちづくりのために官民の長期的なパートナーシップの枠組みをつくるL A B V⁵等の新たな手法についても活用を積極的に検討すべきである。

④ その他のPPP／PFI事業（類型Ⅳ）

サービス購入型PFI事業や指定管理者制度等から成る本類型の事業は、PPP／PFI事業の実施経験のない地方公共団体にとっては、PPP／PFI活用のファーストステップとしての効果が期待できることから、引き続き、積極的に活用することが重要である。

加えて、サービス購入型PFI事業は、我が国においてこれまでハコモノ中心に活用されてきたが、今後は、インフラ分野へと活用の幅を拡大することを検討すべきである。

なお、サービス購入型PFI事業活用の検討に際しては、資金調達コストの差異のみで判断するのではなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案したVFM⁶の客観的な評価や、民間事業者の創意工夫の活用等による社会価値⁷等への評価を踏まえて行うべきである。

また、指定管理者制度や包括的民間委託は、民間事業者の役割の拡大を通じて将来的にコンセッション事業へと発展することが期待できるため、積極的活用を図るとともに、契約更新時や更なる民間活用の可能性を検討できる機会等にコンセッション事業への移行の可能性を積極的に検討する

⁵ Local Asset Backed Vehicle の略。地方公共団体等が公的不動産を現物出資し、民間事業者が現金等を出資するとともにノウハウを提供することで新たな事業体を設立し、当該事業体を活用して公的不動産の有効活用を図る方式。

⁶ Value For Money の略。同一の公共サービス水準を前提に、公共施設等の管理者等が実施する場合における費用及び収入と、民間事業者が実施する場合における費用及び収入を比較した結果の差額のことをいう。この額がプラスの場合には、PPP／PFI事業の実施が適切であるとされる。

⁷ インフラの老朽化に加え地方公共団体職員が不足する中で、必要な人材を確保し効率的かつ良好な公共サービスの提供や、民間提案を通じた革新的サービスやSDG'sに掲げられる持続可能なまちづくりの実現等をいう。

ことが重要である。

3. 推進のための施策

(1) PPP／PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し

【方針】

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の施行より20年が経過し、PPP／PFIの導入実績は着実に増えているが、一方で、PPP／PFIが実施される中で、制度的な課題等が顕在化してきている。

具体的には、公共施設等運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題やキャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）分野におけるPPP／PFIの導入促進などの課題、SPC（特別目的会社）株式の流動化に向けた課題等が生じており、これらへ対応するために必要な取組を進める。

【具体的取組】

施策の方向性1. 公共施設等運営権者が実施できる建築の範囲等

- ① コンセッション事業は、公共施設等について「運営等」⁸を行うものであり、「建設」「製造」「改修」は含まれていない。ガイドラインにおいては「運営等」に含まれる業務かどうかは管理者等が個別に判断すべき事項とされているが、運営事業者にコンセッション事業に密接に関連する「建設」「製造」「改修」を認めた方が、民間本来のノウハウを一層活用した事業を行うことができる場合がある。このため、運営事業者により実施することが可能な範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環

⁸ 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。（PFI法第2条第6項）

境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。なお、その際、運営権者が「建設」「製造」「改修」を実施できる条件については、事業内容などを考慮した十分な検討を行う。(令和2年度から) <内閣府>

- ② 今後、施設の統合・広域化の進展に伴って、公共施設等を共有し、共有物に対して公共施設等運営権を設定するケースは十分あり得るが、公共施設等の共有者の一方が共有関係を離脱するリスクが懸念される。その場合の円滑な事業運営確保等のために、民法で規定する共有物分割請求権の行使を制限する期間の上限に特例を設けるなどの必要な措置について検討を行う。(令和2年度から) <内閣府>

施策の方向性2. 共有物に関する運営権の設定等

- ③ インフラの老朽化に加え地方公共団体職員が不足する中、必要な人材を確保し、効率的かつ良好な公共サービスを実現するため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。このため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野においても、公共サービスの質の維持等に適切な配慮を行いつつ、包括的民間委託やPFI方式の導入を推進するため、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定などの導入支援を行う。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁>

施策の方向性3. CFを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入

- ④ SPC(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がり、PFI事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。このため、株式の流動化の促進に向け、管理者等関係者の理解が得られやすいと考えられる譲渡先や譲渡後におけるSPCの運営のあり方等をガイドライン等において具体的に示すなどの環境整備を行う。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁>

施策の方向性4. ファイナンスの選択肢の拡大

- ⑤ 事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的

な施設改修など民間の創意工夫が発揮しやすいなどのメリットがある BOT 方式 (Build-Operate-Transfer) を促進するため、非収益施設に限定している現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。(令和 2 年度から) <内閣府>

施策の方向性 5. BOT 税制の特例措置の拡充

(2) 地方公共団体等への PPP / PFI 導入促進に向けた積極的な支援

【方針】

PFI 実施経験のある地方公共団体は 2 割未満である現状などを踏まえ、PPP / PFI 事業の裾野拡大を進めるため、PPP / PFI の経験のない地方公共団体等への積極的な支援に取り組む。

具体的には、導入可能性調査やアドバイザリーの活用などへの支援、地方公共団体の初期財政負担の軽減などのほか、コンセッション事業等、案件形成に向けて高度な検討が必要な事業に対する検討段階に応じた継続的な支援等を行う。

施策の方向性 7. アドバイザリー費用等に対するより適切な支援

また、PPP / PFI 事業に精通した人材の育成・活用に関する取組や、優良事例等の横展開など、地方公共団体等の実務担当者が PPP / PFI 事業に関する必要な情報を容易に得ることができる環境の整備に関する取組を促進する。

また、公共施設等の整備等を行う際に PPP / PFI 手法を優先的に検討することを定める優先的検討規程⁹の策定・運用の支援を行う。

【具体的取組】

i) 地方公共団体の PPP / PFI 導入検討への財政支援等

① 小規模な地方公共団体を中心に、PPP / PFI を発注する際に必要と

⁹ 多様な PPP / PFI 手法導入を優先的に検討するための指針 (平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定) に基づく優先的検討規程をいう。

なるアドバイザー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザー費用について、各分野の交付金等（水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設等）¹⁰により適切に支援するとともに、交付金による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。（令和2年度¹¹から）＜内閣府、関係省庁＞

施策の方向性7. アドバイザー費用等
に対するより適切な支援

- ② 地域再生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の取組について、地方創生推進交付金等の地域再生法に基づく支援措置により積極的に支援する。（令和元年度から）＜内閣府＞

ii) マニュアル等の整備・周知による地方公共団体の負担軽減

- ① 民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会で行われた期間満了PFI事業の検証で得られた知見を地方公共団体に横展開するとともに、その知見を踏まえ、事後評価等のためのマニュアルを作成・周知し、地方公共団体等に対し、今後の事業方式の選定や事業内容の改善への活用を促す。（令和2年度から）＜内閣府＞

事業推進部会 事後評価マニュアル

- ② これまで締結された事業契約書を整理・分析し、地方公共団体等がより適切な事業契約書を作成できるように、引き続き、必要な情報提供等を行う。また、公共施設の空調整備・更新事業を例としたPPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル等の周知等により、地方公共団体の負担軽減を図る。（令和2年度から）＜内閣府＞

iii) 専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等

- ① PPP/PFI事業の専門家や法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有するコンセッション事業の専門家を地方公共団体等に派遣し、

¹⁰ 部分的な支援も含む。

¹¹ 令和2年度以前より、アドバイザー費用へ支援している交付金等も含む。

PPP／PFI事業の実施に関する情報提供、助言等の支援を実施する。
(平成28年度から) <内閣府>

- ② 地方公共団体における自立的なPPP／PFI事業の形成を推進するため、PPP／PFI事業を継続して実施する意向のある人口20万人未満の地方公共団体に対して専門家を派遣し、公募書類の作成等事業化に必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行う。(令和元年度から) <国土交通省>

施策の方向性 8.
資格等の整備

- ③ 地方公共団体等におけるPPP／PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用する仕組み等を検討する。また、関係機関と連携し、研修等を通じてPPP／PFI事業に関する基礎的な知見を取得した受講者の活用等に係る仕組み等を検討する。(令和2年度から) <内閣府>

- ④ 国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充実させるなどにより、PPP／PFI事業に関する知識を有する職員等を育成する。(平成28年度から) <国土交通省、内閣府>

iv) 首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等

- ① バンドリング・広域化、あるいは公的不動産利活用を含めた幅広い種類のPPP事業について先導性の高い優良事例を収集する。この際、地域経済の活性化への貢献のほか、庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んだ成功要因の分析も行い、これを同種・類似のPPP／PFI事業を実施しようとする地方公共団体等へ情報提供することにより横展開を図る。(平成29年度から) <内閣府>
- ② 首長、地方議会等のPPP／PFIに対する理解促進を図るため、首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。(平成29年度から) <国土交通省、内閣府> また、公共施設等運営権方式に関する制度や活用事例とそこで生まれた民間ならではの創意工夫等について、地方公共団体

や民間事業者、投資家向けの説明会を開催する。(令和2年度から) <国土交通省、内閣府> 未来投資会議を受け修正

- ③ 高度専門家によるアドバイス事例について、支援を受けた地方公共団体以外にも活用可能で有意義な情報は整理し、広く情報共有を図っていく。(平成30年度から) <内閣府>
- ④ ワンストップ窓口や助言機能等により、地方公共団体等の求めに応じ、効果的な助言等を実施する。(平成30年度から) <内閣府>
- ⑤ PPP/PFI事業に関する提案受付・相談窓口を設置し、自治体の案件形成の検討に対して助言等を行う。(平成29年度から) <国土交通省>

v) 広域化・集約化等に向けた支援等

- ① 水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を図る。(平成29年度から) <総務省>
- ② 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における令和4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。(令和元年度から) <厚生労働省・総務省>
- ③ 分野横断や広域連携による官民連携事業や公共施設等の集約・再編に係る官民連携事業など、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題の克服に資するモデルの形成を図る。(平成30年度から) <国土交通省>
- ④ 下水道事業について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度から) <国土

交通省＞公営企業会計の適用については、人口3万人未満の地方公共団体も含め一層の適用を促すため、令和5年度までを取組期間として策定した新たなロードマップに基づき、各団体における取組を促進する。（令和元年度から）＜総務省＞

- ⑤ 一般廃棄物処理施設整備事業について、①施設の広域化・集約化、②一般廃棄物会計基準の導入、③廃棄物処理の有料化について検討することを要件化している。また、浄化槽市町村整備推進事業について、①大型浄化槽による共同化、②公営企業会計の適用について検討することを要件化している。これらの取組を着実に進め、PPP／PFI活用の促進につなげる。（令和元年度から）＜環境省＞

vi) PPP／PFI手法の優先的検討等の促進

- ① 優先的検討規程について、国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等¹²において、速やかに策定・運用がなされるよう、先進的な取り組みを行う地方公共団体の事例を紹介する。また、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業や策定・運用における課題の解消に向けた助言等の支援を実施する。なお、優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い結果を公表する。（平成30年度から）＜内閣府＞
- ② PPP／PFIの導入検討を一部要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水）について、着実に運用を実施する。（平成29年度から）＜国土交通省＞（令和元年度から）＜環境省＞（令和2年度から）＜農林水産省＞また、一部要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行う。（令和2年度から）＜関係省庁＞

(3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP／PFI

¹² 「等」は、PFI法第2条第3項第3号に規定する公共法人をいう。

の推進

【方針】

地域における新たなビジネス機会の創出など地域経済社会の活性化や社会的課題の解決につなげるため、地域におけるPPP/PFIの活用を推進し、地域経済好循環を拡大することが重要であり、地域の課題・事情に精通した地域の民間事業者や地域金融機関の積極的な参画及びイニシアティブの発揮、さらに、地域内外の民間事業者の交流が可能となる枠組みづくりが必要である。

このため、地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び令和元年に創設したPPP/PFI地域プラットフォーム協定制度の対象の地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という。）を含む）の拡大及び継続的な活動を支援し、これらのプラットフォームを活用した官民対話等を通じて、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上を図り、その能力や提案を活用したPPP/PFI事業の形成を一層促進する。

また、民間事業者の提案等を活用し、地域経済社会の活性化等に資するPPP/PFI事業が実施されるよう発注方法の工夫が必要である。

施策の方向性6. 地域経済活性化に

資するPPP/PFIの推進

【具体的取組】

- ① 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数について、平成30年度～令和2年度の目標を200団体とするとともに、地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数について、平成30年度～令和2年度の目標を600団体とする。（令和2年

度末まで) <内閣府、国土交通省>

- ② 地域の課題・事情に精通している地域の民間事業者や地域金融機関が参画する協定プラットフォーム等の地域プラットフォームに対して、PPP/PFI案件形成に向けた取組を支援する。(令和元年度から) <内閣府、国土交通省>
- ③ これまでの取組を通して地域プラットフォームが蓄積した効果的な運営ノウハウ等を踏まえ、運用マニュアルの充実を図るとともに、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。(令和2年度から) <内閣府、国土交通省>
- ④ 地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。(平成28年度から) <内閣府、国土交通省>
- ⑤ 複数の地方公共団体・地域内外の民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援する。(平成29年度から) <内閣府、国土交通省>
- ⑥ ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに官民対話の促進など、地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。(平成28年度から) <内閣府、国土交通省>
- ⑦ 発注時において、地域経済社会の活性化に資するような提案等に十分な評価が行われるよう、必要な措置を検討する。(令和2年度から) <内閣府>

(4) 民間提案の積極的活用

【方針】

民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間

事業者による提案を活用する。その際、公共施設等の管理者である地方公共団体等が民間事業者に対し適切な情報提供を行うことが重要であり、民間提案活用の方策として、民間提案に係る負担の軽減、知的財産権や営業秘密の保護等に配慮するとともに、応答義務と結果の通知、公表等手続の透明性を確保し、窓口の明確化等を図る。

また、地域プラットフォームにおいて具体の案件の情報を提示して官民対話を行うなど民間提案を引き出す場として活用する。

【具体的取組】

事業推進部会 民間提案制度

- ① 「PFI事業民間提案推進マニュアル（H26.9）」等について、近年の民間提案の活用実態・課題（インセンティブの付与方法、民間提案の評価方法等の改善等）に対応した改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備（相談窓口の設置や庁内体制の整備など）を促すとともに周知する。（令和2年度から）＜内閣府＞
- ② 民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。（平成29年度から）＜国土交通省、内閣府、総務省＞
- ③ 官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ、既存の指針やガイドラインと併せて周知を図る。（平成30年度から）＜内閣府＞
- ④ 民間提案を活用する地方公共団体等に対する支援を実施する。（平成29年度から）＜内閣府＞

（5）公的不動産における官民連携の推進

【方針】

低未利用の公的不動産を有効活用することで、まちの賑わいを官民連携

して創出し、地域の「価値」や住民満足度をより高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出することが重要であり、以下の具体的取組により公的不動産における官民連携の推進を図る。

【具体的取組】

- ① 道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を引き続き推進する。〈国土交通省〉
- ② 都市公園法に基づく公募設置管理制度の着実な導入促進を図る。（平成29年度から）〈国土交通省〉
- ③ 若年人口の減少に伴い、今後小中学校等の遊休化が急速に拡大する中で、地域包括ケア拠点としての利活用等、文教施設等の集約・複合化等に向け、官民合同検討会、地元企業参画スキームの優良事例の横展開等を行う。（平成29年度から）〈文部科学省、厚生労働省、内閣府〉
- ④ 地方公共団体における公共施設等総合管理計画等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。総合管理計画については、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る。〈総務省〉
- ⑤ 低未利用公的不動産の有効活用が図られるよう、経験の少ない地方公共団体に対しても分かりやすいように配慮した情報の横展開を図る。例えば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出することや、平成30年3月に改訂した「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き」の周知、公的不動産を活用したいと考えている不動産特定共同事業者等の民間事業者と地方公共団体とのマッチング等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るために必要な環境の整備を進め

る。(平成30年度から)〈内閣府、国土交通省、関係省庁〉

(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

【方針】

- ・ 地域経済好循環の実現に向けて、地域におけるPPP／PFI事業を推進するため、民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の資金供給機能、案件形成のためのコンサルティング機能を改正地域再生法に基づく民間資金等活用公共施設等整備事業に係る特例業務¹³も含めて積極的に活用し、地域におけるPPP／PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。
- ・ コンセッション事業等の拡大を踏まえ、民間インフラファンドの形成に率先して取り組むなど、民間のインフラ投資市場の成長に寄与する。

【具体的取組】

- ① リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げるコンセッション事業の着実な実現を図るとともに、PPP／PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。(平成28年度から)〈内閣府〉
- ② 上下水道のコンセッション事業の導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の事業計画・収支計画・資金計画等の検討をサポートし、コンセ

¹³ 令和元年12月の地域再生法改正により、従前より実施可能であった①コンセッション、②収益型事業に加えて、③サービス購入型事業および④公的不動産の有効活用等へのコンサルティング支援（専門家の派遣、助言等）が可能となった。

ッション事業の導入に向けた検討を促進する。(平成28年度から) <内閣府>

- ③ 地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、改正地域再生法により新たに付与されたコンサルティング機能も活用しつつ、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行うとともに、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。(平成28年度から) <内閣府>

- ④ コンセッション事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。(平成28年度から) <内閣府>

- ⑤ 機構は、民間金融機関の補完的役割を担うことから、民間のインフラ投資市場が形成されることが想定されていた令和9年度末までがPFI法上の設置期限とされている。しかし、現状では、そうしたインフラ投資市場は未成熟であり、今後、地域におけるPPP/PFI事業を一層推進していくためには、機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用が一層求められると考えられる。こうした状況を踏まえ、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め、検討を行う。(令和2年度から)

<内閣府>

第22回計画部会での意見を踏まえ追記

事業推進部会 公共施設の非保有手法の活用

(7) その他

- ① 国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等の検討を行い、公

共施設の非保有手法の活用促進に向け、基本的考え方の整理や事例集作成などの環境整備を行う。(令和2年度から) <内閣府>

- ② 地域の活性化や災害にも強いバス交通確保の実現に向けて、官民連携での交通ターミナルの整備を促進するため、品川駅をはじめとする交通ターミナルについて、民間事業者からの企画提案や事業提案を踏まえ、PPP/PFI事業の実施方針を検討する。(令和2年度から) <国交省>
- ③ 地方公共団体においてPPP/PFI事業を活用した「道の駅」の整備・管理・運営のニーズが増えていることから、これまでに実施した事例の成果及び課題を整理し、「道の駅」における事例集等を作成する。(令和2年度から) <国交省>

4. 集中取組方針

(1) 目標設定の考え方

公共施設等の運営に民間の経営原理を導入する観点から、コンセッション事業を集中して推進することが必要である。このため、民間ビジネス拡大効果が特に高い分野や、今後ストックの維持更新について大きな課題を抱えることが予想される分野を重点分野として指定するとともに、各重点分野について、3年間で具体化¹⁴すべき事業案件を数値目標として設定する。

重点分野は、コンセッション事業を基本とするが、民間事業者の事業意欲が現時点で必ずしも十分でない場合は、将来コンセッション事業へとつながる事業類型も対象とする。

なお、重点分野は、社会経済情勢や取組状況の進展に応じて、今後、随時追加・見直しを行う。

¹⁴ 事業件数目標(コンセッション事業)は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象とする。

(2) 重点分野と目標

① 空港

平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標6件は達成した¹⁵。今後についても、空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、重点分野に引き続き指定する。次に掲げる措置等により、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。なお、国管理空港のコンセッションにおける外部有識者の検証結果を今後の案件に反映していく。〈国土交通省〉

- ・ コンセッションを推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。(平成29年度から) 〈国土交通省〉
- ・ コンセッション実施による地域活性化等の効果を把握・公表し、コンセッションに対する地域の理解・機運を高める。(平成29年度から) 〈国土交通省〉
- ・ 静岡空港や、北海道の小規模空港の事例を踏まえた事業モデルを構築し、横展開を図ることで、コンセッションの導入を抜本的に加速する。(平成29年度から) 〈国土交通省〉
- ・ コンセッション事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。(平成28年度から) 〈国土交通省〉

② 水道

平成26年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標について

¹⁵ 令和2年3月末時点で、デューデリジェンスに着手した案件が11件(18空港)あり、そのうち8件(9空港)が事業開始、2件(8空港)が実施契約締結、1件が事業者公募実施中である。また、デューデリジェンスを実施せず事業を開始している案件が1件ある。

は、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の6件を達成した¹⁶。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は2件であるため、引き続き重点分野とし、令和元年10月1日から施行された改正水道法に基づき、新たな許可制度を適切に運用し、事業の安定性、安全性、持続性を確保するとともに、先導的に取り組む地方公共団体に対する支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図る。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討（運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む）が令和3年度末までに少なくとも30件行われるよう促す。〈厚生労働省〉

- ・水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、中長期的な水道料金の見込み等が記載された事業計画の策定・公表状況について国においてフォローアップを行う。また、改正水道法において、水道料金が、健全な経営を確保することができるものでなければならないこととされていることから、同法の趣旨を踏まえ、水道料金の設定状況について国においてフォローアップを行う。（平成30年度から）〈厚生労働省〉
- ・水道事業にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業等の民間活用を強力に後押しする。（平成30年度から）〈厚生労働省〉
- ・水道分野におけるコンセッション事業等の検討促進や住民不安の解

¹⁶ 令和2年3月末時点で、デューディリジェンスに着手又は同等の検討を実施した案件が6件あり、そのうち1件が事業者公募を実施、1件が実施方針に関する条例を制定（その後令和2年4月15日に実施方針を策定）、1件が実施方針に関する条例案を提出・公表（ただし議会にて否決）済みである。

消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用した啓発活動を実施する。(平成29年度から)

<厚生労働省>

- ・水道事業においてコンセッション事業を実施する際に参考となる契約書及び要求水準書のひな形の周知を実施する。(令和2年度から)

<厚生労働省>

- ・水道事業の具体的な案件形成を行うため、既に第三者委託等のPFI事業に取り組んでいる地方公共団体等を対象に更なる首長等へのトップセールスを実施する。(平成29年度から)

<厚生労働省>・水道事業におけるコンセッション制度の運用について、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意する観点から、新たな許可制度の運用について詳細を検討する。(平成30年度から)

- ・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。(平成28年度から)

<厚生労働省>・水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。(平成29年度から)

<厚生労働省>

③ 下水道

平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標6件は達成した¹⁷。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は3件であるため、引き続き重点分野とし、

¹⁷ 令和2年3月末時点で、デューディリジェンスに着手した案件が7件あり、そのうち1件が事業開始、1件が実施契約締結、1件が事業者公募実施中、1件が実施方針に関する条例案を提出(ただし議会にて否決)済みである。

6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を令和3年度末までとする。〈国土交通省〉 未来投資会議を受け修正

- ・先行的にコンセッション事業を開始した浜松市及び須崎市の着実な事業実施を支援するとともに、実施方針を策定した宮城県の着実な事業開始を支援する。その他具体的に検討を進めている地方公共団体に対しても、技術的な助言等を実施し、案件形成に取り組む。これらの地方公共団体における課題やその解決策等を抽出し、国が全国の地方公共団体に率先して示すことにより、コンセッション事業の活用を強力に後押しする。(平成28年度から) 〈国土交通省〉
- ・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」や「民間セクター分科会」を通じて官民のリスク分担や課題の解決方策について、検討を進めるとともに、コンセッション事業に取り組む地方公共団体の検討の状況の「見える化」を行う。また、PPP/PFIの導入を推進する観点からも、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。(平成29年度から) 〈国土交通省〉
- ・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」とは別に、ブロック単位等の地方において、意見交換会等を行い、国の職員等を派遣する。(平成29年度から) 〈国土交通省〉
- ・下水道分野において、コンセッション事業の更なる具体の案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する。(平成29年度から) 〈国土交通省〉
- ・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。(平成28年度から) 〈国土交通省〉

④ 道路

平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標1件は達成した¹⁸。一方で、特区制度を活用して実施していることから、今後の全国展開の可能性を継続検討し、案件を掘り起こす必要があるために、重点分野に引き続き指定し次に掲げる措置等を講ずる。〈国土交通省〉

- ・愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社へのコンセッション事業の適用拡大を図るため、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めとした横展開を図る。(平成28年度から)〈国土交通省〉

⑤ 文教施設

平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標3件は達成した¹⁹。今後についても、コンセッション事業を活用し、生涯学習・スポーツ・文化の一層の振興や、民間の創意工夫による良質なサービスの提供、収入の増加や経費の縮減による財政負担の軽減、文教施設を核とした地域の賑わい創出等を図るため、引き続き重点分野とし、文教施設の具体の案件形成が行われるよう、関係府省と連携しながら、地方公共団体等の取組を支援する。〈文部科学省〉

- ・文教施設(スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。)について、コンセッション事業を活用した利用者の満足度の向上や収益性を高める取組が実行されるよう、地方公共団体を支

¹⁸ 令和2年3月末時点で、事業を開始している案件(愛知県有料道路コンセッション)が1件ある。

¹⁹ 令和2年3月末時点で、実施方針を策定している案件が4件あり、そのうち3件が実施契約を締結済みである。

援する。(平成28年度から) <文部科学省>

- ・ 文教施設の具体の案件形成を行うため、関係府省と連携しながら、実務的な手引きの周知を図るなど、地方公共団体等への働きかけを実施する。(平成28年度から) <文部科学省>
- ・ 都市部の文教施設における案件形成においては、周辺その他施設も包含した複合的運営による集客力拡大等の取組が進められるよう、地方公共団体を支援する。(平成28年度から) <文部科学省、内閣府>

⑥ 公営住宅

平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標6件は達成した²⁰。今後についても、コンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、支援を実施する。 <国土交通省>

- ・ 公営住宅の建替・集約化に際して、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要である。 <国土交通省>
- ・ このため、将来的なコンセッション事業の活用を視野に入れ、収益型事業や公的不動産利活用事業の積極的活用により、公的負担の抑制を図る。(平成28年度から) <国土交通省>

²⁰ 令和2年3月末時点で、実施契約を締結済みの案件が12件あり、その全てが公的不動産利活用事業である。

⑦ クルーズ船向け旅客ターミナル施設

平成29年度から令和元年度までの集中強化期間中の数値目標は3件であったところ、1件の達成にとどまった。未来投資会議を受け修正

一方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を強く受けている分野であることから、令和2年度末の状況等を見て、令和3年度以降の数値目標を改めて検討することとする。〈国土交通省〉

- ・福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件の旅客ターミナル施設について、早期の実施方針の策定に向け、政府の関係部局が連携して引き続き必要な支援を実施する。（令和2年度から）〈国土交通省〉

⑧ MICE施設

平成29年度から令和元年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業開始1件、実施契約締結済み1件のほか、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の2件を合わせた4件にとどまっている²¹。このため、集中強化期間を令和3年度まで伸ばし、次に掲げる措置等により、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。〈国土交通省〉未来投資会議を受け修正

- ・地方公共団体に専門家を派遣し、コンセッション方式導入に向けた課題の調査を実施するとともに、MICE施設への混合型コンセッション導入についても検討し、事業の具体化に向けた支援を行う。（令和2年度から）〈国土交通省〉

²¹ 令和2年3月末時点で、デューディリジェンスに着手した案件が3件あり、そのうち1件が実施契約を締結済み。また、デューディリジェンスを実施せず事業を開始している案件が1件ある。

⑨ 公営水力発電

次に掲げる措置等により、平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする²²。＜経済産業省＞

- ・コンセッション方式によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を計上し、地方公共団体における検討、移行を支援する。＜経済産業省＞

⑩ 工業用水道

次に掲げる措置等により、平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする²³。＜経済産業省＞

- ・コンセッション方式の案件形成に向けた導入可能性調査やデューデリジェンス等を実施する。＜経済産業省＞

⑪ その他分野横断的事項

- ・地方公共団体等が行うデューデリジェンス等のコンセッション事業の準備事業に要する負担に対する支援を実施する。(平成28年度から)＜厚生労働省、国土交通省＞

²² 令和2年3月末時点で、事業者公募を実施している案件が1件(4施設)。

²³ 令和2年3月末時点で、デューデリジェンスに着手している案件が5件。

5. 事業規模目標

(1) 目標設定の考え方

PPP／PFIの着実な推進を図っていくため、10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標を設定する。

この場合の事業規模は、PPP／PFIの活用により新たな民間の経済活動を創出するという施策の目標を踏まえ、平成25年度から令和4年度までに契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中²⁴の総収入をもって測るものとする。

対象とするPPP事業の範囲は、PPP活用の推進を通じて従来よりも民間事業者の役割を大幅に拡大するという施策の目的を踏まえ、官民が連携して行う事業のうち次の3要件を満たすものとする。

- (i) 従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること。
- (ii) 協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること。
- (iii) 民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫を活かすことで、事業の効率化やサービスの向上が図られること。

(2) 目標

事業類型ごとに以下の目標を達成すること等により、事業規模目標期間（平成25年度から令和4年度までの10年間をいう。以下同じ。）で21兆円の事業規模の達成を目指す。

この目標を達成した場合、歳出削減等効果²⁵のほか、定量化は困難である

²⁴ 契約期間の満了日が令和5年度以降の契約については、令和5年度以降の総収入も事業規模に含む。

²⁵ 歳出削減等効果には、歳出削減・歳入増加効果及び公共施設等運営権対価等を見込む。歳出削

ものの、民間の創意工夫を活かすことによる新規需要の創出等の経済波及効果が見込まれる。

① 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（類型Ⅰ）

「4. 集中取組方針」に掲げられた目標の確実な実施を図ること等により、7兆円²⁶の事業規模を目標とする。

② 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業（類型Ⅱ）

優先的検討規程の運用により、事業規模目標期間内に人口20万人以上の各地方公共団体で本事業類型の事業²⁷の実施を目指すこと等により5兆円の事業規模を目標とする。

③ 公的不動産の有効活用を図るPPP事業（類型Ⅲ）

公共施設等総合管理計画等や固定資産台帳等の整備が進むことや優先的検討規程の実効ある運用を踏まえ、事業規模目標期間内に人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度本事業類型の事業²⁸の実施を目指す

減・歳入増加効果は、①当該年度に契約締結した事業から見込まれる契約期間中の効果を一括計上する基準では、平成25年度から30年度までの6年間の実績で14,900億円、②平成25年度以降に契約締結した事業から見込まれる毎年度の効果を各年度で計上する基準では、平成25年度から30年度までの6年間で契約締結した事業の平成30年度に寄与する効果の実績で1,200億円であった。また、平成25年度から30年度までの6年間で契約締結した事業の公共施設等運営権対価等は約2.8兆円であった。

²⁶ 本事業規模目標期間内に関西国際空港・大阪国際空港のコンセッション事業（約5兆円）が含まれるなどの特殊要因があることに留意する必要がある。

²⁷ 指定管理者制度を除く。

²⁸ 1,000㎡以上の公的不動産利活用事業であって、民間事業者の提案を活用した事業に限り、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を除く。

こと等により 4 兆円の事業規模を目標とする。

④ その他の PPP / PFI 事業（類型Ⅳ）

引き続きサービス購入型 PFI 事業、指定管理者制度、包括的民間委託等の活用を推進すること等により、5 兆円の事業規模を目標とする。

6. PDCAサイクル

本アクションプランは、事業規模、重点分野やその数値目標、施策の進捗状況について毎年度フォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じて見直す。また、フォローアップの結果は、各地方公共団体における取組の目安となるよう、比較可能な形でベンチマーク化するなど「見える化」に工夫をする。

7. その他

令和元年改定版は、廃止する。